〔共同研究:日本的経営の諸問題〕

日本的経営と組織の問題

植村省三

序論 問題の設定と方法

- 1. 職能分化・職務分担の不明確
- 2. 権限・責任関係の特徴
- 3. 日本的集団の特徴
- 4. 集団間の競争と協調 むすび

序論 問題の設定と方法

ここ数年来続いてきている「日本的経営」に 関する論議は、最近に至って1つの新しい方向 をみせているようである。そもそも、高度成長 段階が終了していわゆる「安定成長」がいわれ るようになったときに、「減量経営」を推進し ていくためには日本の伝統的な経営制度・慣行 を早急に廃絶すべきものとして論議されるよう になったのがこの問題であった。そこでは、例 えば「年功主義から能力主義へ」といった形の 議論が主流をなし、要するに「減量経営」のた めには、コストのみ高くかかって個人としては さしたる貢献をなしてこなかった高齢者をかか えこんできた終身雇用制・年功序列の徹廃こそ が急務だといわれていたものだった。ところが 事実の問題として、その後の過程で、ここにい われた「日本的伝統からの訣別」が実現してこ なかっただけではなく, むしろ日本に独自な諸 制度・慣行が強く存続してきたことによって, 日本の企業は高い効率性を維持して現実に高 度成長後の困難な時期をも克服してきた。日本 の企業のこのようなうごきに対してはまた海外 からの注目がよせられてきているのも事実であ る。とくに最近の自動車問題にみるようなアメ リカ経済の地位の低下,企業における生産性の 停滞ないしは低下によって, アメリカが最も明 白に日本的経営に対して注目するようになって

いる。これは短期間での大きな状勢の変化である。つい先頃までは、むしろ否定的な評価が与えられていた日本的経営が、逆に積極的に評価されるようになったわけである。

とうしたうどきのなかで, 日本の国内での論 議にも大きな変化があら われてきている。 「年 功主義から能力主義へ」式の論議は影をひそめ, 逆にきわめて積極的な,一方的ともいうべき礼 讃論があらわれるようになってきたのがそれで ある。占部都美「日本的経営を考える」(昭和53 年,中央経済社刊)は比較的早期にあらわれた この種礼讃論の最初のものである。また, 最近 出版された 山田保「日本的経営の経済学」(昭 和55年、中央経済社刊)は、独自の見地からと うした礼讃論を展開したものである。さらに岩 田龍子「現代日本の経営風土」(昭和53年,日 本経済新聞社刊) および「日本的センスの経営 学」(昭和55年、東洋経済新報社刊)における 土着経営学の主張は, 必らずしもこの種礼讃論 とは同じとはいえないとしても、これまでの日 本における経営学研究の積みあげた成果をいっ さい否定してしまうものとして、これに類する 見地といってよいであろう。

一方, E. F. Vogel: "Japan as Number One: Lessons for America" 1979 (広中和歌子, 木本彰子訳「ジャパン・アズ・ナンバーワン―アメリカへの教訓―」, 昭和54年, TBS ブリタニカ刊)にはじまって, W. G. Ouchi: Theory Z: How American Business Can Meet the Japanese Challenge" 1981 (徳山二郎監訳「セオリーZ――日本に学び、日本を超える」昭和56年, CBS ソニー刊)や R. T. Pascale, A. G. Athos: "The Art of Japanese Management"

1981(深田祐介訳「ジャパニーズ・マネジメ

ント――日本的経営に学ぶ―」、昭和56年、講談社刊)など、アメリカの論者による日本的経営評価の書が翻訳。出版され、これが人気をよんでいるのも、これと同じ現象である。

とれまでの管理手法の多くが効果を失なって 生産性の低下になやむアメリカの企業が、のはは いとしている日本的経営に注目するのかとしている日本の論者がこれと調子をあわせるからしたとはであるうかをときないであるうかがようなとはないのであっているのであるがようなとといるといるのであるの特徴を明らかいるととけれるのない。効率性を生んでいる日本的経営の特徴を明らかいるの反面としてれるのはならない。効率性を生んでの反面としてれるの特徴は、そのままもう1であるとしてれるのはならない。

このような観点から本稿では、とくに組織の問題に焦点をあてて日本的経営の特徴を総合的にとらえてみたい。ここに組織の問題というのは、単なる静態的な職能分化の構造だけではなく、そのなかでの人間の相互関係の動態をも含んだ問題である。それは組織内の人間の相互関係のあり方に関する問題なのだから、日本人の文化的特徴からくる日本的経営の特徴を最も端的にあらわしており、日本的経営の効率性と、その不可分の反面の問題を最もよくあらわしている。

なお筆者は、かねてより経営管理を、組織構造・意思決定、および動機づけの3つの領域から成るシステムとしてとらえ、かかるものとしてとれらを全体として統合的に把握すべきものと考えている。本稿ではこのうちの組織構造(その内容は先に述べた「組織の問題」を指している)を中心にとりあげるのだが、そのばあいでも当然にこの統合的把握の観点は必要である。別稿1)にも述べているように、この3者の関係は、A.D. Chandler の命題「構造は戦略に

したがう」かというだけではなく、相互に作用しあう関係である。戦略(意思決定)が構造を規定すると同時に、R. E. Miles, C. C. Snowが主張している「構造と過程は戦略を制約する」かという、むしろ逆の関連をもあわせてとらえなければならない。とりわけ日本の企業では組織構造における特徴が他の領域に与える影響は大きく、Miles-Snowの命題がもつ意味はより重要なものがあると思われる。以下の本稿では最初にこの問題を明らかにしていくこととしたい。

1. 職能分化。職務分担の不明確

筆者は、かつて日本的経営の特徴を「集団的経営」かととらえた。個人基準ではなく、集団基準の価値観によって行動する日本人の文化的特徴から規定される特徴である。この「集団的経営」(ないしはより厳密には「集団志向的経営」)としての日本的経営に特徴的な諸状況をもたらす最も根本的な問題状況は、組織構造の具体的実体をなすところの、職能分化・職務分担の不明確ということである。

一般的には、組織規模の拡大によって次第に 職能配分の構造としての組織ができあがってく る。そしてその形態をみる限り職能分化の明確 化の程度は、組織の規模とともに大きくなって いくものということはできる。このことは戦後 日本の企業の規模拡大の過程をみることによっ てとらえることができる。しかし問題は、その ような組織構造の形態の内容ないしは実体であ る。形態の整備とは別にその実体としてどれほ どに職能分化が明確にすすんでいるかというこ とである。

戦後、とりわけ高度成長過程の進展を通じて

¹⁾ 植村省三・南龍久「現代企業の管理と組織」昭和52年,白桃書房刊,237~239ページ。

²⁾ A. D. Chandler Jr.: "Strategy and Structure", 1962, p. 14.

³⁾ R. E. Miles, C. C. Snow: "Organizational Strategy, Structure, and Process", 1978, p. 7.

⁴⁾ 植村・南,前掲書,327~330ページ,とこでは「集団的経営」という語句それ自体は使用していないが,集団主義の日本的意味をとらえて,集団基調の経営の特質を示しておいた。伊藤淳巳編「日本的経営の現状と展望」昭和54年,白桃書房刊のなかの「第1章日本的経営と文化・社会」で筆者ははじめてこの用語を用いた。

すすんだ企業規模の拡大によって, 日本の企業 は明白に組織の構造を整備していった。常務 会5)の機構を中心とするトップ・マネジメント 機構の整備、そのもとでの職能別に分けられた 各種の部門(製造・販売・財務・労務、そして 総務6)など)そして各部門ごとに部一課―係と つながった, ヨコの職能分化に相応じるタテの 命令、伝達経路の明確化などが、相互に作用し あいつつ急速にすすめられていった。一定の命 令系統にそって意思が伝達され, 職能権限規程 ・組織規程などの諸規則によって職務が遂行さ れていく職能別専門組織, いいかえれば官僚制 組織構造の形成である。組織規模拡大の過程で このような職務分担の構造が形成されていくの は、それ自体としてはいわば必然である。その 場その場の成行的な職務分担ではもはやどうに もならないほど組織規模の拡大がすすんでいっ たのであり、そしてその職務分担の原則として は、職能の専門化の原理が普遍的な一般的原理 として存在していたからである。一般的にいっ てこうした官僚制化の過程は, どのような文化 状況におかれた、いかなる種類の組織であって も必然に辿らなければならないものである。そ

の限りで、官僚制構造の整備の程度は、組織発展の段階のちがいとしてとらえることはできるであろう。昭和40年代初期には事業部制組織が多くの企業で採用されるようになったが、これも高度成長過程の進展に応じてすすんでいった多角化に対応する組織のうごきとして、一般的な傾向を示すものである。それは官僚制構造が整備された段階で、これを母体として展開されてきた"ものだからである。組織の構造は組織発展に応じて一定の形態に収斂されていくといういわゆる組織構造の「収斂説」(convergence theory)の考え方は、その限りにおいて妥当するものと考えてよいであろう。

しかし収斂説の妥当性は、組織構造の形態に 関する限りのことであって、それ以上の内容に ついても同様に収斂をとなえるのであれば、そ れは大きな誤まりとなってくる。そして,日本 的経営の組織構造の面に関しての問題は、その 構造の形態にどのような特異な内容があらわれ ているかを明らかにすることである。官僚制構 造は合理的な構造であり、この構造をつくりあ げるための最も基礎的な原理として「専門化の 原理」があるように、それは明白な職務の専門 的分担の徹底を前提としている。専門化は官僚 制の合理的支配の基礎条件である。しかし日本 の企業の組織構造は、官僚制としての形態をと りつつも, この基礎条件は必らずしも明確では なく、それだけ理念型としての官僚制の実体か らは離れている。一応形式的に職務範囲は決め られていても,専門化の原理は必らずしも徹底 せず,各成員の具体的な職務はきわめて弾力的 に処理されている。個人の職務範囲がその場の 事情に応じて絶えず伸縮されているというのが これである。ここに「その場の事情」というの は, 主として, 同一作業集団内の他の構成員の うごきということを意味している。集団内の他

⁵⁾ 常務会はアメリカの Executive Committee をモデルとしたトップ・マネジメント 機構の 中核的な機関と考えられる。 それは、 Executive Committee と同様、 取締役会の無機能化を背景としてあらわれた事実上の 意思決定機関といってもよい。 しかしそれは Executive Committee のような「取締役会の委員会」ではなく、 執行責任者としての社長に直属して これを補佐する 協議機関である点で日本的な独自性をもっている。「集団志向的経営」という特性は、後述のように特定個人が集団的結合の核として存在するという 特徴をもたらすが、社長という個人に直属するこの常務会も、この特徴を明示しているということができよう。

⁶⁾ との総務部もまた日本独得のものとよくいわれる。 特定の明確な内容の職能を担うのではなく、その 名のとうり、多様な内容の職務をかかえこんでい るのがその特徴である。他の職能別部門で扱かい きれない問題がこの総務部で処理される。それは、 職能分化が徹底していない日本の企業組織の特徴 を集中的に表現しているともいえようか。なお、 この総務部の出現によって他の職能別部門の職能 の内容が純粋化されたものと一応いうことはでき る。しかしそれは部門別職能の明確化であって、 それがそのまま個人別の専門化をあらわすもので はない。

⁷⁾ 事業部制は一方では本社トップ・マネジメントによる各事業部に対する利益責任の追求、他方では個々の事業部自体の組織の職能別専門化原理による編成という2点において、官僚制構造を母体として展開されたものである。したがってこの事業部制組織もまた、この後に述べる官僚制構造の日本的特質を基本的に免れるものではない。

の成員とのあいだで相互扶助、融通のきかしあ いがつねにおこなわれている。そこでは個人の 職務はむしろ、集団に与えられた職務の一部分 として、たまたま特定個人が担っているものと いえばよいであろうか。同じ集団内で別個の職 務を担う他の人間を手伝ったり, 逆にまた扶助 をうけたりするのが普通の状況である。そこで は "function" あるいは "job" という概念が本 来の意味をもって必らずしも通用してはいない。 一般に "function" には「職能」, "job" には 「職務」という訳語がそれぞれ与えられている が、訳語にも原語の内容を明白に与えなければ ならないであろう。もともと "function" とは 特定の個人が組織内で担うべき仕事の範囲を意 味し、"job"とはその範囲内で具体的に生起し てくる問題に対処していくことである。いずれ も専門化を前提とした概念であり、個人の担う "function" 相互間では明確に境界が区切られそ の間に重なりあいもなければ隙間もないという のが合理的につくりあげられた職能配分の体系 としての官僚制構造である。日本の企業組織で はこのような厳密な意味をもって「職能」なり 「職務」なりの語が用いられているわけではな い。

このような個人の職務の不特定性, 弾力性は岩田龍子氏が「義務の無限定性」としてとらえられているのと同じ状況である。それはたしかに, 氏のいわれるように, 「これなくしては, 日本的経営制度そのものが存立しえないような, 基本的な編成原理」。 だといえるものである。この「義務の無限定性」は, 岩田氏においており、本人の心理特性から直接的に規定されており、職務分担の不明確, 職務の弾力性との関連ではとらえられてはいない。また氏は「無限定性」ということを一般化してしまっており, 経営の内部での職務を担う集団との関連で論じられてはいない。。 ときに例えば, 経理係の一職員が

たまたま運転免許をもっていたために、欠勤した運転手にかわって臨時にトラックを運転するというような、全く異質の仕事を担わされることがあり、これをしも命じられれば拒否することはできないといった状況はあるとしても、より一般的、普遍的にみられるのは、集団の内部での相互扶助、融通のきかしあいの状況なのである。この状況は、官僚制構造の形態ができあがっているなかでの問題として、また、集団志向的経営をより端的にあらわすものとして、きわめて重要である。

例えば、10人から成る作業集団で仕事がおこなわれている状況を想定すれば、このうちの2人がなにかの事情で欠勤したばあい、欧米の企業であれば欠勤した2人の仕事は、2人が再び出勤してくるか、また新規に補充要員が採用されるまでだれも手を触れないままで放置されれぞれならられた仕事以上のことはしなるれた自らに定められた仕事以上のことはしない。8人は8人分の仕事だけを遂行するので起ったはあいし同じケースが日本の企業において起ったはあいは非常に異なった様相があらわれる。そこでは出勤している8人が欠勤者2人の仕事をも適宜継続して遂行していくことになるわけである。10)この状態が続いているうちに欠勤者が出

前者は「組織成員が将来引受けることを強く期待されるであろう責任の予測不可能性」であり、後者は「組織成員がすでに引受けた責任につきまとう」ものだという(同書200ページ、傍点一原文)。分析を非常に緻密に展開される岩田氏が、日本人の心理特性を集団主義ととらえているにもかかわらず、なぜこのように個人レベルだけで問題をとらえられるのだろうか。

10) もっともこのばあい、その具体的な状況は多様である。単純に、出勤している8人が2人の欠勤者の仕事を直接におこなうばあいのほか、もっと計画的に欠勤者が出たときの人員対策をたてて工場内での人員補給をおこなっているばあいもある。また、集団の長として監督職能を担うべき、組長ないし班長といった人が自ら欠勤者の仕事をきといった人が自ら欠勤者の仕事をきに聞かれることだが、価値観の変化によって、他人の仕事まですすんでやろうという若い従業員が少なくなってきたという事情のなかでは、計画的な人員補給の体制を整える必要性が高まってきたのであろうか。

⁸⁾ 岩田龍子「日本的経営の編成原理」昭和52年,文 眞堂刊,17~18ページ。

⁹⁾ 岩田氏は、「義務の無限定性」について、「一見近似してみえるがあきらかに異なる2つの概念」をあげておられる。すなわち①"義務の無限性"と②"責任の非限定性、非定量性"の2つである。

てきて本来の仕事をするようになれば、そのときには10人が10人分以上の仕事をしていくことも可能な条件ができあがっていることにもなるであろう。 11

このような日本の企業組織の欧米とのちがいは、さらに1つの重要な特徴点をもたらす。先の事例では、欧米のばあい10人分の仕事を維持していくためには、2人の欠勤者の復帰をまつことなく、早急に補充要員を雇い入れなければならず、欠勤者への賃金支払を完全に停止しない限り、より多くの賃金コストがかかることになる。それに対して日本のばあいは、欠勤者への支払が不変だとしても、10人分の仕事を維持するために余分の支払をおこなう必要はなく、賃金総額は変化しない。欠勤者への支払が減額されるとすれば、その分だけ総額としては少ない支払によって12)全体の仕事量の維持が可能と

なるわけである。この事情は、他人の仕事を手 伝ってその完了を早めさせることに関しても同 様である。欧米では、個人の仕事はあくまでも その個人に固有の権限一責任に属するものであ るのだから、だれもそれには介入できないし、 また介入しない。時間外労働13)(このばあいは 当然にその分への支払が生ずる)をしない限り は,個人の仕事のおくれた分はこれを翌日にも ちこしていかざるをえない。これに対して日本 のばあいは,同じ集団内で自らの仕事を早くに 終了したものが、おくれている他の者を扶助し てその仕事を時間内に終らせることがよくある。 このばあいはなんらの追加支払を伴なうことな く,集団としての1日の仕事を終了させること ができる。一人一人の作業効率には差異がない と仮定しても,全体としての生産性に欧米と日 本とで大きなひらきが生じてくるのもいわば当 然でもあろう。これはまさに集団内の相互扶助 の効用である。集団的経営の効用なのである。 集団内の個々人は、相互に牽制しあいながらこ の相互扶助によって仕事をすすめていくのであ

て、アメリカでは「2年ぐらいそのまま給料を支払い、あとは治るまで無給休職にする」というをのであったという(津田真澂「日本的経営の台座」昭和55年、中央経済社刊、90ページ)。なおこの事情に対して 津田氏は「病気の場合には日米労働者が共通に雇用継続を主張しているとみなされるのである」(同書90~91ページ)と論評されている。しかしこのばあい「そのまま 治るまで 給料を支払い」という日本の労働者に 対して「2年ぐられるのまま給料を支払い」というアメリカ 労働者とのもまなちがいは 非常に重要である。 アメリカ 労働者の合理的な 割り切り方と、日本の労働者のの一体感の 裏返し(会社への忠誠に 対する見返りの期待という「甘え」の感情)をそこにみるからである。

13) 欧米では時間外労働は あまりみられ ないようである。 たしかに筆者が アメリカで見聞したところでも終業時間になれば 潮がひくよう にだれもいなくなってしまうという 状況が一般的であった。 三戸公「公と私」13ページ にはそ の事情がおもしろうにされている。 これに対して 日本のばあいはいる。 これに対して 日本のばあいはいる。 このばあいは当然に 時間外手当は支給でしますが、しかしこのほかにも、 ときに家庭にまで仕るが、しかしこのほかにも、 ときに家庭にまで仕るが、しかしこのほかにも、 ときに家庭にまで仕るが、しかしてのほかにも、 ときに家庭にまで出るが、しかしてのほかにも、 ときに家庭にまでよるが、これは明らかに 支払われる ことのない時間外労働である。欧米では全く考えられないことである。

¹¹⁾ 筆者のアメリカ留学中, 訪問したある 大会社の一 工場を見学した際、 案内してくれた 工場幹部の方 3人と、 見学後食事をとりながら 語りあったこと があった。 その時、 たまたま筆者の方から生産性 向上を阻害する 要因はなにかと質問した。 これに 対する答えが必らずしも満足できなかったので, 再度人的要因については どうかとたずね、 日本で はこうだということで、この8人で10人分の仕事 の話をした。 相手にしてみれば 欠勤者が出ても 8 人は8人だけの 仕事しかしないという のはごくあ たりまえの話で、 最初はそのことを 話題にしたこ と自体がなかなか 理解できないようであった。 そ のうちにそれが 日本の組織の特徴である ことが理 解されてきたのだが、そうなるとさらに、日本で はなぜそのような 相互扶助の集団作業が 普通にな っているのかと 逆に筆者の方が 質問されることに なってしまった。 歴史的・文化的な 日本の特性か ら説きおこして これにこたえたのだが、 多様な民 族をかかえる アメリカでは多様な 文化状況にあっ て、 そのようなことは 今後とも考えられないとい うことで、 この話は終了した。 日本の集団的な組 織運営は アメリカ人にはなかなか 理解できない, いわば1つの不思議な事態だといえるようである。

¹²⁾津田真澂氏が「日本的経営の台座」なる著作のなかで利用されている従業員意識調査 A. M. Whitehill Jr. and Shin-ichi Takezawa: "The Other Worker — A Comparative Study of Industrial Relations in the United States and Japan" 1968 のなかで、津田氏自身がとりあげられている調査項目の1つに、病気で働らけなくなった従業員の雇用継続についてたずねたものがある。これに対する多数のこたえは日本では「そのまま治るまで給料を支払い、休職にしておく」というのに対し

る。個々人の仕事は、個人の特定集団への所属 が決定されてから、その集団の担う仕事の一部 分としていわば仮に担われることになる。個々 人にとっては仕事そのものの内容よりもどのよ うな集団に所属するかということに、より大き な関心がある(中根千枝氏のいう「資格よりも 場」を重視する)14) といわれるのも, こうした 状況と深く関連している。集団の各成員は、こ のような関係のなかで相互に扶助しあうことを 暗黙裡に期待される。もし成員がこれを拒否す るならば、「業務命令違反」といったような公 的な形で問題になるよりも前に、集団内部で批 判をうけることになり、この事実が続いていけ ばやがては集団の内的関係に不適な人間として 年功序列の枠から除外されていくであろう。と うして集団内の相互扶助の関係は,集団内部の 暗黙の規律として個々の成員の行動を規制して いるのである。

これを要するに、日本の企業の組織構造は、 官僚制構造の形態をとりつつも, その実体は集 団単位の組織編成と運営となっているというわ けである。個人に分割された専門的職能が明示 されるのではなく、職能配分が集団単位になさ れているということである。日本の企業では大 部屋で多人数がいっしょに、相互に往き来しな がら仕事をしているのに対して欧米の企業では 小部屋ないしは個室で各自が独自の仕事をすす めているという,三戸公氏の「大部屋と小部 屋」15)論は、もとより単に仕事のおこなわれる物 理的な場としての部屋の大小を論じたものでは なく,職能配分の実態を象徴するものとしての 部屋を問題にしたものとして, 非常に興味深い 叙述である。個人別専門化の徹底しているとこ ろでは、むしろ余計な雑音の入っていない個室 の方が仕事の効率的推進には適しているし,集

団的な仕事のためには相互の直接的な意思の疏 通が可能な大部屋でなければならないわけであ る。

このような日本の企業における職能配分の特 徴は、組織図にも明白にあらわれている。一般 に組織図は、企業全体の職能配分のあり方を図 であらわしたものであるが、単に形式を示すも のでしかないこの組織図にも日本の企業の組織 の特徴が明らかにみられるのである。合理的に つくりあげられた組織の構造は職能の体系であ り、また職能にうらづけられた地位(職位)の 体系である。それを図示する組織図では、個人 の担うべき諸職能とそれらの相互関連(意思の 伝達経路)が示されており、それによって各職 位の組織内における位置を知ることができる。 組織図に示された主要職位に個人名を付記して いる例もアメリカの企業ではよくみかけるとこ ろである。組織の末端に至るまで個人の職位を 示しているのが欧米企業の組織図なのである。 それはまさに小部屋ないしは個室の組織を示し た組織図である。これに対して、一応合理的な 組織の形態を示している日本企業の組織図は, 執行職能を担う最高の長としての社長を除き, 個人名をそこに付記することができる職位を表 示してはいない。それはむしろ, 取締役会・部 ・課・係、そして末端の一般従業員をも包括し て、それぞれのレベルでの集団の相互関連をあ らわしている。合理的な職能配分の様相ではな く、最下層からトップに至るまでの各階層にお ける集団間の競争と協調の関係 (後述) を見事 に表現したものとみることができる。

2. 権限・責任関係の特徴

職能・職務が集団単位で担われるというこの 状況のもとでは、当然にその職能・職務にとも なう権限・責任関係もまた、そのいきつくとこ ろ集団に帰属することになる。組織構成の最も 基本的な原理としての「専門化」が明白に組織 の実体として根づいているばあいには、個人の 職能・職務はそれぞれに固有のものであり、そ れにともなう権限も、また責任も、その個人に 帰属している。

¹⁴⁾ 中根氏は次のようにいわれている。

[「]場,すなわち会社とか大学とかいう枠が社会的に集団構成,集団認識に大きな役割をもっているということであって、個人のもつ資格自体は第二の問題となってくる」(中根千枝「タテ社会の人間関係――単一社会の理論――」昭和42年、講談社刊、32ページ、傍点―原文)。

¹⁵⁾ 三戸, 前掲書, 36~50ページ。

一般的にいつて権限とは特定職務を遂行するにあたっての「意思決定と命令の力」を意味する。すなわち、職務の遂行にあたってそれを担う個人が自らの判断によって自由にことを運ぶことのできる一定範囲内の力ないしは権利を指している。現実の組織は基本的な形態としては官僚制職能構造をとり、その実体としては職能分化を下方におしひろげていったものである。そこでは職能・職務にともなう権限も同様に下方に向って上からの委譲によって与えられている。

「集団単位の編成と運営」を特徴とする日本の 経営組織も、官僚制構造の形態をもつものとし て、権限関係のこのような基本的性格それ自体 には異なるところはない。しかし権限の委譲が 個人に対して明白な形でおこなわれることがな い点に大きな特色をもっている。

先にも述べたように、個人の現実に担う職務は、日本の企業においては、集団が一括して担う職務のつねに変動する一部分である。このことからは当然に、個人に固有の内容をもった権限は生れるべくもない。権限は個人に委譲された職能・職務に相ともなう権利ないし力を意味するのだから、その職能・職務が弾力的であれば、権限の内容もまたつねに変動せざるをえないからである。

てうして日本の企業組織では、職能・職務の概念と同様に、本来の意味をもった権限の概念はないといわなければならない。事実、個々の人間の担う権限のおよぶ範囲も広狭さまざまであり、ときとして職務関係をこえたところまでおよんでいくこともある。岩田氏が「与えられた権限の範囲についての明確な意識が欠如「自転車置場及び階段の整理について」というある団地自治会の告示文などはまさにそれである。16 ボランタリな組織である自治会がその構成員以外の人にまでその権限をおよぼしていて

うというのである。これは企業にかかわりのない事象に関する問題であるが、企業内部の問題としても同様である。組織内の特定集団の長としての上役が、部下の職務遂行への監督権限だけにとどまらず、ときとして職務をはなれた個人としての行動にまで監督者としての立場から関心を抱くというばあいである。¹⁷⁾ こうした職務関係を逸脱した権限の行使に対しても、それに異をとなえるといううごきは少なくとも表面化してはいないのである。

こうした状況であるから,権限は特定職務に ともなうものというよりも、地位またはこれを 占める個人の属性として考えられるようにもな ってくる。ばあいによっては、先にあげた団地 自治会の例のように、組織・集団それ自体の属 性としてあらわれることもある。個人の職務権 限の内容が不明確で絶えず流動しているため, それが集団それ自体としての権限となり、その 集団の長としての地位そのもの、さらに転じて その地位を占めている特定個人がその権限をも ともとから属性としてもっているという考え方 となるのである。このことがまた, 高い地位ほ どそれに結合した権限は大きいという観念をも たらす。組織内の地位は本来は職位であり、職 能にもとづいた地位である。したがって地位の 高低それ自体が権限の範囲を直接に決定するも のではなく,職能の内容にもとづいたそれぞれ に異なった内容の権限が各個人に与えられるの

¹⁶⁾ 岩田, 前掲書, 96~97ページ, なお,「日本人の責任意識」を詳細に論じる岩田氏であるが, これを権限との関連においてとりあげるところはあまりない。この団地自治会の例をとりあげた項は, その数少ないものの1つである。なお氏は権限それ自体についても論じられてはいない。

¹⁷⁾ 例えば千石保氏があげておられる S銀行本店総務 部長の新入社員に対する毎年の訓示, すなわち「こ とで、 私は諸君にただ一つだけ、 ど注意申しあげ たいことがある。『立ち小便をするな』ということ だ。 世間では佐藤君が立ち小便をしても、 佐藤君 が立ち小便した とはいわぬ。 田中君が立ち小便を しても, 田中君が立ち小便したとはいわぬ。 どの 場合でもS銀行が立ち 小便をしたという。 立ち小 便は一例に過ぎない。 それが今日以後の 社員とし ての責任だ。」(千石保「日本人の人間観――欧米 人とのちがいをさぐる――」昭和49年、 日本経済 新聞社刊, 158ページ) という話など, 総務部長が 従業員の職務とは 関連のない 個人行動にまで関心 をおよぼしている ことの好例である。 なお岩田氏 もこの訓示を同じ千石氏著から引用されている(岩 田, 前掲書, 92ページ) が, これは氏においては 根強い「責任連帯」の 意識を物語る ものとしてと りあげられている。

である。しかし日本の企業組織では、職務範囲 がつねに一定しないから,地位は職位という性 格を必らずしももたず、むしろ職能とはかかわ りのない地位それ自体とみなされるのが一般で ある。そしてこの組織内の地位の高低が、属す る組織の性格(規模の大小、有名か無名か、一 流か二, 三流か, などという必らずしも根拠の ない社会的評価) と関連して, 個人に対する社 会的地位をそのまま規定することにもなる。組 織内の地位は単なる職位であって, 社会的地位 はそれとは関係なく, もっぱら所得によって評 価されるという,欧米の基本的な考え方とは大 きく異なるところである。そのような,職位で はない地位そのものに権限が付着しているとい うのだから, 高い地位ほど権限の範囲は広く, 「えらい人はなんでもできる」といった誤まっ た観念をもひきおこしている。¹⁸⁾

次に「責任」の問題である。官僚制職能構造の論理である「組織の構成原理」では、個人の職務権限とつねに対応してとらえられ、権限の委譲によって組織の上位の者に対して下位の者が一方的に負わなければならない「職務遂行の義務」を意味しているのがこの「責任」の概念である。「権限。責任均等の原理」が構成原理の1つとしてあるように、権限の範囲が各個人について決められてのち、それに対応して一定範囲の責任が権限を行使する個人に負荷せしめ

られる。そのような責任の内容としてすでに筆 者は「努力責任」・「結果責任」・「目的責任」 の3種類をとらえたことがある。官僚制職能構 造の論理では、このうち所期の結果をあげるか 否かを問う結果責任、それの如何によってあら われる組織目的そのものへの影響にまで責任を 問う目的責任がより重視され、本人の努力の有 無ないし程度を問う努力責任は、それ自体とし ては問われることはないということをもあわせ て論じた。19) この「責任」理念はつねに権限との 対応関係においてとらえられるが、しかし責任 とはただそれだけにのみとどまるものではなく、 さらに広く, 権限関係の前提としての意味をも つ問題をも含んでいる。例えば、所期の結果が 職務遂行者の責に帰しえない理由で実現されな いばあい、あるいは公害問題のような予期せざ る結果をもたらしたばあい、それは当の執行者 の責任であるよりも、むしろそのような形で権 限委譲をおこなった上位者の意思決定の内容そ のものにまで責任がおよばなければならない。 それは全組織の権限関係がつくりあげられる出 発点の問題であり、組織の上位者の意思決定の 責任であり, すぐれて経営者の主体的行為にお ける責任である。20)

こうして責任理念の意味するところは、これ を次の2つの部分においてとらえなければなら ない。

- ① 権限と対応する責任――官僚制構造の 論理
- ② 権限関係の前提となるべき、組織の上位者の主体的な「意思決定の責任」 ―― 問題としての官僚制²¹⁾を超えうる論理

欧米では、①は最も一般化した責任理念であるが、②はそうではない。これに対して日本で

¹⁸⁾ それにもかかわらず, 高い地位にいる人でもよく, 「その問題には権限がないから(あるいは権限外の 問題だから) とたえられない」 などということが ある。 これはときに責任のがれの 口実につかわれ る言葉である。 とのばあいの 権限は明らかに職務 権限を意味している。 追及されている 問題につい ては自分の担っている 職務には無関係であり、 し たがって権限がないと いうわけである。 責任のが れに「権限がない」という 口実がつか われるとい うのは、 権限が責任と一体である ことを示してい るわけだが、 集団としての 権限なのであるから、 長であっても 特定個人 だけには「権限がない」と とになると同時に、 集団の一員である 限り自らそ の権限の一端を担っているのであって、 まるっき り「権限がない」ことにはならない。 この言葉は したがって、なかば事実を述べたものであり、ま たなかばは事実に反した ことを述べた ものでもあ

¹⁹⁾ 植村・南、前掲書、75~76ページ。

²⁰⁾ 植村・南, 前掲書, 76~78ページ。

²¹⁾ ことに官僚制というばあい、単に、合理的な職能配分の構造それ自体を指すばあいと、その構造それ自体がもたらす組織による人間の抑圧・非人間化の問題をとらえるばあいがある。両者を統合的にとらえることが必要なのだが、「構造」としての官僚制のなかで、官僚制の「問題」をいかにして超克することができるかということに対する1つのこたえとなりうるのが、この主体的責任の論理である。

は、権限が集団として担われるということから して責任もまた個人においては明確になっては いない。 つまり、 責任もまた一般に集団単位で とらえられるのである。稟議制度は、集団的意 思決定の方式という特質をもっているが、集団 的なるが故に意思決定の真の責任の所在があい まいになり, これに関与した者のあいだに責任 が拡散してしまうことになるが、この制度のう ちに日本の企業組織における責任理念の特徴が きわめて鮮明にあらわれているということがで きる。意思決定権限があいまいであることと関 連して、集団的意思決定の方式としてのこの制 度は, 意思決定によって生じた種々の責任を, これに関与した者全員の責任にしてしまう。 「みんなの責任」・「みんなが悪いのだ」とい うことばは日常よくいわれることであるが、こ のことは事実上,個人としてはだれも責任をと らない、まただれもこれを追及しようとはしな いことを意味している。「一億総 ざんげ」の発 想が真の戦争責任をあいまいにしたのと同様で ある。

このような状況は, もともと職務権限が不明 確であることによってもたらされたものである が、しかし、客観的に特定個人に責任が帰する ことが明白であるばあいでも,組織ないし集団 が全体として恭順を示すことによって責任をと ることがよくある。これは職務権限の行使によ って生じた問題よりも、むしろ職務をはなれた 個人の行為に関してなされることが多い。一般 的な事実としては,岩田氏があげられている諸 例22)がこれをあらわしているが、高校野球チー ムによくみられる, 部員の個人的な不祥事によ るチーム全体の公式試合出場辞退などは、まさ にその好例である。いずれもみな, 集団構成員 の1人がおこした個人的な事件に対して集団と しての連帯責任をとろうとしたものである。そ れは, 個人責任の観念の欠如をあらわしている ばかりではなく、個人が不名誉な行動をしたという事実そのものの重要性をうすめてしまうことにもなるのである。

同様なうごきは企業組織の内部にも存する。 そこでは、個人のそうした行為の事実が発生し たばあい、「ウチ」の論理(後述)によってま ずその事実そのものを隠蔽して会社名が明るみ に出ないようにつとめ, それが不可能になった 段階ではじめて、その個人をなんらかの形で処 分する。その個人がその行為によって社会的に 制裁を うけているか 否かにかかわりなく, 「会 社の体面」を汚したという理由からであって, 決してその行為それ自体の問題性を追求するこ とを目ざしてこの処分をおこなうのではない。 連帯責任はこうして容易に個人の処断へとつな がっていくのだが, そうしたばあいにでもよく みられる集団の長の辞任は、この種の問題への 対応があくまでも連帯責任であることを明瞭に 示している。

これに対して、職務権限の行使に関しての責任については、これを公然とした形では個人に追求することはない。仕事のうえでの失敗は、集団の内部にいわばつつみこまれてしまうのである。これもまた「ウチ」の論理の明白な例である。官僚制の論理では、この種の責任(結果責任一目的責任)こそが主に個人に対して追求されるのだが、それとは大いに異なるこうした点は、日本的経営の最も顕著な特質の1つをなすといってよいであろう。

これを要するに、個人の職務責任の観念がないということである。終身雇用制はこうした状況を支える制度的背景ということができよう。個人にとくに大きな功績がなくても雇用関係を継続していくこの経営慣行は、個人責任の追及がなされない、というよりも個人責任の観念そのものが欠如している状況のなかでは、容易にくずしえないものとして根づいているのである。

3. 日本的集団の特徴

官僚制構造の形態に,集団的組織編成と運営 という実体をもつ日本の企業組織の特徴を論じ てきたが,一言で集団といっても,その性格,

²²⁾ 前掲の「立ち小便をするな」の訓示の例もそうであり、また、イスラエルのテルアビブ空港での乱射事件の犯人とその父との連帯責任の関係(岩田、前掲書、92ページ)や、同じ事件に関して日本人として感じる連帯的な責任感(同書、87~88ページ)など、いずれもその例である。

そのなかの人間の結合関係もまたそとではきわめて特異なものである。

いわゆる行動科学組織理論は、官僚制職能構 造のもたらす「組織と人間」の問題(既述,「問 題」としての官僚制)に対応して、「参加」理 念にもとづいた種々の動機づけ管理の手法をう ちだしている。そうした諸手法を提示する理論 の1つとして,集団的思考によって「参加」の 達成をはかり、組織の一体的結合関係を実現し ようとするものがある。大規模な官僚制組織と してつくりあげられた企業組織の活動を円滑に すすめていくために組織内の集団に注目し,下 位から個々の集団の一体的結合関係を積みあげ ていくことによって,全体としての組織の一体 化を実現していこうというのである。R.Likert の理論などはその最も代表的な、また最も重要 なものであろう。集団の意思決定に個人が参加 することによって集団が一体化し,上位集団の 一員でもあるこの下位集団のリーダーが、一体 化した集団の状況を上位集団にもちこんでいく, とうして下位集団の一体的な凝集が次第に上位 集団に拡大していって, 最終的に組織全体の一 体化が実現されるという考え方である。集団的 意思決定にもとづいた, いわゆる「連結ピンの 組織構造」がこれである。

一見したところこの集団的思考による組織編成と運営は、これまで述べてきた日本の「集団的組織編成と運営」に類似しているかに思われる。例えば小林茂氏などは両者をほぼ同一のものととらえられている²³⁾ようである。

しかしながら、 Likert 的な集団思考は、 ア メリカで高度に発展した官僚制構造によって, 個人が必要なものとしてつくりあげた組織が逆 に個人を抑圧してくるという事実に当面して, そのなかから改めて「個」を再発掘(人間性を 回復)しようとの意図にもとづいて展開された ものである。そのような思考の基礎には、組織 は個人の能力の限界を克服するためにつくりあ げられたものだとの発想がある。個人が組織を つくり、その目的達成に必要な職能の専門分化 をおこなう過程で組織内の集団がつくりあげら れる。この集団もまた、職務を専門的に担う諸 個人によって構成される。集団を問題にはして も, 基底には徹底した個人主義思考がある。 と れが現実に管理方式として適用されたばあいの 効用は別として、その意図するところは、組織 にうずもれた個の復活によって組織活動の効率 を高めようとするものである。

これに対して日本の組織は、「個の確立」 が 不徹底であるという状況のなかで、このような 「個」の思考にうらづけられてはいない。たし かに組織内の集団は全体としての組織目的から くる一定の職能を担ってはいるが、しかし専門 的職能の担い手としての個人はそこに存在して いない。それは全体として一定の職能を担う人 格的な結合集団である。職能・職務によってで はなく、むしろ人格的に結合された集団なので ある。そして重要なことは、この人格的結合の 集団には結合の核としての特定個人が存在する ということである。そして全体としての組織は, 後に述べる「ウチとソト」関係によってできあ がった1つの大集団であり、そこには全体的な 結合の核が存在する。最小の集団としての現場 作業班からこのトップの経営者に至るまで、そ れぞれのレベルの集団にこの人格的結合の核が 生れることになるわけである。この核は、職能 的にはその集団を統括する「長」である。しか しその長が現実に核たりうるのは、単にこの職 能によってだけではなく,個人としての人格全 体によってである。もちろん欧米的な組織理論

²³⁾ 昭和36年という早い時期に、井深大氏に乞われてソニー厚木工場の建てなおしをはじめた小林氏が、「チーム方式」にもとづくマネジメントの革新を試みられ、ともかくもそれに成功されたことはよく知られている。このばあいに氏は「西洋的マネジメント」の超克をそのために必要だとしつつも、日本の伝統としてのチーム方式と共通のものを、その西洋の土壌のなかで生れてきた目標管理、職務拡大およびそれと関連した「仕事それ自体」の思考、そしてLikert的な「チーム連結」の組織の構築のなかに見出そうとされている(小林茂「創造的経営――その実践的探究――」昭和42年、マネジメントセンター出版部刊、「続創造的経営」昭和46年、マネジメントセンター出版部刊、「続創造的経営」昭和46年、マネジメントセンター出版部刊、「マネジメントセン

ター出版部刊, などの一連の著作で この思考が示されている)。

においても、リーダーシップ効果の問題は単に テクニックの問題にとどまらず、リーダーシッ プ・パターンのあり方, リーダーの資性・能力, さらには Barnard のとなえるような 道徳的行 為準則=「管理責任」の問題にまでその範囲は 拡がっている。しかしもとよりこれは、専門化 された職務を担う個人によって構成された集団 の,上役と部下の職務遂行に関しての相互関係 のあり方の問題である。しかし日本の組織にお ける長の権限は、ときとして職務をはなれた範 囲にまでおよぶのだから、核としての長のリー ダーシップは、それこそ全人格をもって展開さ れるし、またされなければならない。個人的影 響力、いわば一種のカリスマ的性格が重要な要 素となってくるのである。核としての長にその ような性格が強いほど、集団の一体化はより強 められていくであろう。

中根干枝氏の「タテ社会」論もこのような集 団の人格的結合関係をとらえたものとみれば, 重要な意味をもってくる。日本の集団の特性を 「資格よりも場」を重視する「場による集団」 とする氏は、こうした集団を構成する個々の人 間にとっては、「会社とか大学とか」の 場集団 が「自己の社会的存在のすべてであり,全生命 のよりどころというようなエモーショナルな要 素が濃厚にはいってくる [24] といった没主体的 態度をとる存在であるという。人間の共同生活 の場としての集団を個々の人間それ自体よりも 基本におき、個々の人間もまたこのことの認識 を明白にもっているような社会集団、集団を構 成する人間のいずれもが集団そのものを共通の 拠りどころとして同志的結束をはかるという関 係, これがいうところの「タテ社会」である。 このような同志的結束の中心に特定個人が存在 しているわけである。「タテ社会」とは「資格」 すなわち職能関係よりも、「場」による集団の 「親分・子分」の関係25)を典型とするタテにつ ながった人間の結合関係である。

ところが中根氏は、「タテ社会」が 官僚制と 類似の性格をもつものとされている。日本の企 業組織の形態は明白に官僚制構造をなしている。 この官僚制構造という組織の形態の内容をなす ものが「タテ社会」関係となるわけである。こ のことの基底には, すでに述べたような職能分 化,職務分担の不明確ということがあるのだが, 官僚制構造の形態に「タテ社会」的内容という 日本的特質の根拠について中根氏は、単純に両 者の形態的類似にこれを求められているにすぎ ない。氏は「興味あることは、社会組織とは異 質の政治組織も,日本では,社会集団の内部構 造と全く同じ『タテ』の組織(官僚組織)を基 盤としていることである。近代以前に驚くほど 完備した中央集権的官僚体制が日本に成立して いたということは,日本社会の『タテ』構造の 志向が政治組織の発達に大いに力になったので はないかと思われる」26)として「タテ」構造と 官僚制の成立との関連を示されている。「タテ」 関係の存在のうえに官僚制構造ができあがった ことはたしかに氏のいわれるとうりであり、そ の限りではとくに異をとなえることはない。こ こで氏が近代以前の中央集権的官僚体制といわ れるのは徳川体制を指しているが、それはたし かに一種の官僚制であったろう。しかしそれだ けにとどまっていてはならない。中根氏として は現代日本の社会・政治組織のすべてが「近代 官僚制」というに値する合理的職能配分として の実体をもたず, それとははなれた人格的結合 関係としての「タテ社会」的内容をもっている ことをこそ明らかにすべきであったろう。それ にもかかわらず氏は「官僚組織は近代的な制度 化されたものであるが、親分・子分によって象

²⁴⁾ 中根千枝「タテ社会の人間関係――単一社会の理論――」昭和42年,講談社刊 33ページ。

²⁵⁾ 後にも引用する同書126ページにも「親分・子分に よって象徴される日本の土着の組織」とあり、ま た「『タテ』の関係は親分・子分関係、官僚組織に よって象徴される」(同書71ページ)といった表現

もみられる。「タテ社会」の関係が親分・子分の関係に象徴されるという,氏の繰り返しての指摘は,「タテ社会」の性格をはっきりと示しているものとして興味深い。「親分・子分」の関係とは親・子関係に擬制した支配の関係であって, 官僚制の合理的支配に対応する「伝統的支配」の一類型だからである。ただし後にみるように,中根氏自身は「タテ社会」をそのようなものとしては必らずしも考えられてはいない。

²⁶⁾ 中根, 前掲書, 111ページ。

しかしそれはただそれだけのことにすぎないのであって、両者は氏のいわれるように「原理的に軌を一にする」ということになるのではない。改めていうまでもなく官僚制は1つの支配構造である。また「タテ」社会は具体的な下の関係をあらわしている。そこで両者の「京型」とはWeberのいう「支配の正当性」をもたらす基礎を意味する。とすれば、一方は合理的な「規則による支配」であるのに対して、もの方は非合理的な人格関係を通じての支配である。「軌を一にする」どころか両者は全く相反した原理に根ざすものである。しかしそれにもかかわらず「タテ」関係の共通性の故に結合して、28)それぞれのもつ支配構造、関係としての

効力がいわば相乗され、きわめて強力な支配力をもつに至ったということができる。それは、経営管理の他のあらゆる領域において「近代的諸要因と伝統的諸要因との幸福な結合」²⁹⁾ によって高度成長が果されたことの一翼を担うものである。

さて, 職務の弾力性を基盤とした, 特定個人 を核とする人格的な結合による集団なのだから その核としての個人, すなわち集団の長の仕事 の範囲はきわめて多方面にまでおよんでいる。 長としての監督, 統括という職務権限をこえて さらに私的, 個人的領域にまで拡大していくの である。客観的に限定された範囲・境界といっ たものはそこにはなく、ときの状況に応じてむ しろ無限にまで変動する。上役と部下という, 本来は組織内の職務上の関係が、これをこえて 他の至るところにあらわれてくるのである。そ れが結局は集団の一体的な凝集に有効に作用し て,職務の遂行をより効率的にしていくことに なるのだが、要するに職務上の関係が単にそれ だけのものとして、その範囲だけでおさめられ ていくということがないのである。いま仮に, 組織内の職務上の関係それ自体を「公」とし、 それ以外の問題を包括して「私」とすれば、と の日本の集団(全集団を包括する組織もまた) は公私の峻別が困難な, いわば「公私混同のシ ステム」とでもいうべき性格をもつということ ができる。個々の企業において「公私混同」が 厳にいましめられていることは多いが,そのば あいでも, 例えば「私用電話禁止」とか, 会社 名の印刷された便箋や封筒を私用に使うことを 禁ずるとかといったたぐいの, いわば日常のき

²⁷⁾ 中根,前掲書,126ページ。ここで「ある意味で近代的であり」というのは理解に苦しむ表現である。いわれるとうり「日本的な集団構造は、封建的とか前近代的など」というだけで「片づけ」てしまえる問題ではなく、それが近代以降の日本で果した一定の役割を明らかにすることが必要である。しかしそれは「封建的」でも「前近代的」でもないとは断定できるわけのものでもない。それは日本の近代化のなかの、まさに「近代的」でない側面なのである。しかしまたそれは、そのこととは別にかかるものとして「非常に効力のある組織方法」であるにはちがいない。

²⁸⁾ この結合関係を指して筆者はかつて「『タテ社会』 的官僚制」とよんだ(植村・南、前掲書、331ページ)。いまもなおこの呼称は、日本の経営組織の特 徴を示すものとして適切なものと考えてはいるが、

そのばあい、 とれを成り立たせている 現実の基盤 として職能分化・職務分担の 不明確という 状況を はっきりとらえて おかなければならない。 前者では必らずしもこれを明確にしてはいなかった。

²⁹⁾ 伊藤淳巳編「日本的経営の 現状と 展望」昭和54年 白桃書房刊,130ページ。この書は著者も加わった 共同研究の成果であるが、「幸福な結合」という表 現は、もともと「わが国企業の 生産の量。質両面 にわたる急伸長」をもたらしたものとして、この 項担当の鬼塚光政氏の 用いたもので、これを同書 の「終章 日本的経営の 展望」で全体のまとめの ばあいに再度筆書が用いたものである(同書 287~ 290ページ)。

わめて些細な問題に意が払われて,職務関係そのものが絶えず私的領域と交錯していることにまで考慮が払われることはない。

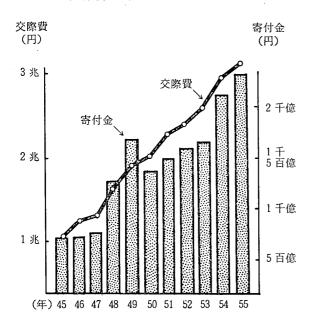
ところでこの職務関係(「公」的関係)の私 的領域との交錯は、次の2つの内容においてこれをとらえることができる。

- ① 公的関係が私的領域にまで入りこんでいるばあい。
 - ② 私的・個人的関係が公的職務をうごかすばあい。

①は人格的結合にもとづく集団の、上役と部下との相互の「甘え」、もたれあいともいうべき関係をあらわしている。ここに「公的関係」というのは、組織内における上役と部下(職務の遂行に関して命令・指揮・指導・監督する者と、される者)との相互関係を意味している。この関係が職務をはなれた、職務に無関係な問

30) これはいうまでもなく土居健郎「甘えの構造」昭和46年,弘文堂刊,からの用語の借用である。精神病医である土居氏が日本人の日常行動の特徴を自らの職業の観点からみることによってそこに「甘え」という概念をひきだされたのだが、たしかにそれは日常的な日本人の行動特性を理解するためには有力な概念であると思われる。企業内部の職能関係にもそれがみられるほか、例えば労使の団体交渉などにもそれがあらわれることは氏の指摘されているとうりである。ただ、経営組織の日本的特徴をこの「甘え」概念によってのみとらえることはできるものではない。職能関係によってよ

交際費と寄付金の推移



題・場においてあらわれてくるということである。例えば縁談の世話,そして仲人,上役私宅の掃除や引越の手伝い,乗物の中で老弱者を無視しても上役にはすすんで席をゆずるという行為などである。いずれも上役が部下に恩恵をほどこし,部下が上役に利益の供与を期待するという,まさに相互の「甘えの構造」30つである。

次に②は、①とは逆の方向であるが、例えば 規程・規則の弾力的運用、いわゆる縁故による 採用、などがそれにあたる。また、いわゆる接 待ゴルフや飲食への接待なども、一般にいわゆ る「社用族」という造語を生み、交際費の乱 費³¹¹²という社会的に論議されるほどの問題をひ きおこしている。これは得意先の「接待」とい う「公的」職務が企業の外部に延長されておこ なわれることによって、そこに私的関心が入り こんで「接待」ということの限度をこえてしま

- りも人格的結合関係 によって 集団―組織がつくり あげられているという 特徴があって、 その人格的 結合関係それ自体のなかに「甘え」 の関係が入り こんでいるということなのである。
- 31) 昨年末, 国税庁のおこなった調査によれば, 昭和55年2月1日から56年1月31日までの1年間に決算をおこなった1,449,549社がこの期間中につかった飲み食いやゴルフなどの接待費は1日あたり8,535,000千円で,前年より573,000千円増だという(昭和56年12月8日朝日新聞による)。なお同資料からの次の図および表は,年々増加するその金額がいかに巨額であるかを明示している。

業種別交際費と寄付金の支出額

	交際費	1社当 たり交	営業収入千円当た	寄付金
	(百万円)	際費額 (千円)	りの交際 費(円)	(百万円)
農林水産業	12, 911	906	3. 17	1,016
鉱業	19, 786	3, 763	4. 28	2, 975
建 設 業	477, 546	2, 358	8. 16	20, 312
繊維工業	39, 655	1, 583	4.05	1, 998
化学工業	230, 969	6, 277	3. 73	20, 564
鉄鋼金属工業	150, 654	2, 681	4.02	16, 016
機械工業	239, 264	3, 973	3. 61	35, 426
食料品製造業	88, 658	2, 274	3.75	5, 983
出版印刷業	78, 530	2, 451	8. 97	4, 721
その他の製造業	156, 299	1, 724	5. 05	5, 459
卸 売 業	677, 245	2, 932	2.45	20, 540
小 売 業	196, 838	840	3. 67	9, 108
料理飲食旅館業	59, 657	772	6.90	3, 361
金融保険業	110, 051	5, 632	3.48	38, 038
不動産業	104, 119	928	6.27	6, 329
運輸通信公益事業	186, 884	3, 563	5.46	20, 460
サ ビス業	243, 721	1, 565	10.24	7, 477
その他の法人	42, 407	8, 255	3. 71	10, 763
合 計	3, 115, 176	2, 149	4. 09	230, 546

うという問題である。これらにも利益をうけた 者と与えた者,接待をする側とされる側との相 互の甘え,もたれあいの関係がやはりうかがわ れる。問題の性格としては,組織内の職務その ものが私的観点からうごかされるのだから,こ れの方が①よりもいっそう重大な意味をもって いるといわなければならない。

こうして日本の集団―組織は, それ自体とし て「公私混同のシステム」ともいうべきもので あり, 同時にまた会社ないしは内部の職務上の 問題を「公」とみることによって, 社会的観点 の欠如を鮮明に示したシステムともなっている。 さらにまた、このこと自体からもう1つの重大 な問題がもたらされる。それは, 公私の境界が 不鮮明であることからして、全体の観点から 「私」を「公」にいっさい吸収してしまうこと が容易だということである。公が私の領域に無 限に入り込んでくることによって,「私」の問題 のいっさいがいつしか「公」の立場に吸収され てしまうわけである。「滅私奉公」――「会社中 心主義」の論理がまさにこれである。「会社は 永遠」という考え方は、特定個人の特異な発想 ではなく、まさにこうした日本的集団の体質そ のものに基盤をもつものなのである。

4. 集団間の競争と協調

これまでの論述において何度か「ウチ」の論理について関説するところがあった。これは日本の経営組織の動態をとらえるにあたってきわめて重要な意味をもっているので、いま改めてここで詳しく考察しておかなければならない。

周知のように R. Benedict は日本人の行動特性を「恥の文化」(shame cultures)³²⁾ と特徴づけている。個人の行動が、個々の行為それ自体についての主体の判断にもとづいておこなわれるのではなく、それが周囲の諸状況にいかに適合しているかということを基準としておこなわれるというのがこれである。このばあい、個人行為が基準とする周囲の状況への適合性は、

直接には個人が所属する基本集団によってその 行為がうけいれられるか否かを意味し、その基 本集団そのものもまた、個人の行為をうけいれ るばあいの判断基準を、より上位の集団、究極 には全体社会による承認の如何におくというこ とから、この「恥の文化」の論理は容易に集団 の行動論理ともなってくるのである。この集団 レベルでの「恥の文化」が「ウチ」の論理とし てあらわれるものと考えることができる。

「ウチ」の論理は集団そのものの他集団志向的行動の論理である。職能分化の不明確を基盤とした、結合の核としての「長」を中心とする人格的結合の集団としての特性の故に、集団の行動は「ウチ」の論理に置かれることにならざるをえないのである。いま改めて、既述の「集団の特性」を整理すれば次の2点となるであろう。

- ① 職務は集団全体として担われ、個人の仕事はその可変的な一部分であることから、「みんなの仕事」――「みんなの責任」の思考で1人の職務上の失敗は集団の内部で処理し、欠勤者の仕事も、仕事のおくれも集団内の相互扶助でおこない、集団の外部にはおよぼさない。個人に対する責任は、職務上のことに関する限り明らさまに追求されることはない。
- ② 人格的な結合関係は、職務とは直接には無関係な、職務をこえた領域にまでおよび成員の個人的な行動を明らさまにあるいは暗黙裡に規制していく。もし、個人生活の領域において成員が不名誉な行為をしたばあいには、まず集団でその事実を隠蔽し、「会社の名前」が表面に出ないようにする。集団の名誉を守るために、である。しかしそれが隠しきれなくなるに至れば、その個人がどれほど有能な人材であったとしてもこれを処断する。そして連帯責任の論理で集団としてなんらかの形で恭順の意を表明し、ばあいによってはその集団の長が辞任する。

³²⁾ R. Bendict: "The Chrysanthemun and the Sword". 1946. p. 223. 長谷川松治訳「菊と刀―日本文化の型―」昭和42年,現代教養文庫 257ページ。

- a. 集団それ自体の内部的結束の論理
- b.集団の外部に対しての防衛の論理をあらわしている。上記①に関してこれをみれば、集団そのものが相互扶助をおこなって一体的に凝集することによって、集団全体としての活動がいっそう効率的に推進されることになるが、そのこと自体が集団の存在を「ソト」に対して明示することにもなる。また逆に、相互扶助それ自体も実は「ソト」への意識と密接に関連している。欠勤やその他の個人的事情によって生じた仕事のおくれは、組織内の他の集団との比較において「ソト」の評価を低下させることになるからである。33)後に述べる集団相互間の競争関係は、こうした背景から展開されるものである。

また②に関しては、集団をはなれた個人生活の場、すなわち「ソト」の場においても、集団の成員たることを自ら背負っている個人がおこなった行為が集団にはねかえってくることによって、「ソト」に対する集団の防衛の観念にもとづいてこれに対応する。この対応の基本的観点は、個人の行為それ自体に対する糾弾よりも集団の名誉を汚して「ソト」世界からの評価を低下させたということ、そしてそれによって内部の「和」34)を乱したということに対する責任

33) ことで岩田氏のあげられている例を再び借用しよう。それがこの間の事情をきわめて鮮明にあらわしていると考えられるからである。「独立採算制のうえにたった事業部制をとっている」ある「巨大な規模をもつ総合商社」で「取引上必要な長距離国際電話の回数が多い」ために、その電話料金が「独立採算制をとっている各事業部にとって、かなりのコストとなってはね返ってくる。」そこで、「他の事業部の職員達がまだ出勤していない早朝に出勤」してきて「他の事業部の電話を使って」長距離国際電話での商談をするというのである。また「他の事業部」も同様なことをねらっているらいという(岩田、前掲書、189ページ)。他の事業部に電話料金とというコストの負担をシワよせしようというわけである。

34)「和」という用語は、日本的経営組織の特徴を示す ばあいによく用いられている。しかしその意味す るところは必らずしも正確にとらえられてはいな い。不用意に英語の"harmony"や"team-work" と同一視されたりもする。これらの英語は「和」と は似ているようではあるが全くちがった概念であ る。"harmory"にしても"team-work"にしても, の追求である。通常職務関係においてはなされることない個人責任の追求が、多くのばあい連帯責任の表明を相ともないながらも、ここでは明白になされていることに注意を要する。

との「ウチ」の論理の2つの内容のうち内部 結束の論理(これは「和」の論理といってもよ いであろう)は、「ソト」とは直接には 関連の ない集団それ自体のあり方に関連する論理であ る。これに対して集団防衛の論理は、「ソト」 との関連における集団のあり方をめぐる問題に 関するものである。両者は相互に関連しあうが 一応別個の論理である。

集団防衛の論理は文字通り「ソト」との関連での「ウチ」の問題である。「ソト」に対するものとしての「ウチ」がそこでは問題になる。この意味での「ウチ」が意識されるのは当然なって「ウチ」が存在するからであり、したががって「ウチ」の論理は、この限りでは「ソト」が知られていた方が対立関係においてのみ存在し、「ソト」との関係においてこそ「ウチ」は「ウチ」たりうるもいないてこそ「ウチ」は「ウチ」が知られてはいけないもの。「ソト」は「ウチ」が知られていかないもの、「ウチ」は「ウチ」は「ウチ」は「ウチ」に対して防ある。要するに「ウチ」は「ソト」に対して閉鎖的な存在として「ウチ」なのである。との意識的な存在として「ウチ」なのである。と英

そうした用語のつかわれる背景にはやはり「個」 の思考があるものと思われる。 1人1人個性をも った存在としての「個」が集団をつくるとき、 そ れぞれの「個」として のちがいを 前提しつつもこ れをこえた結合関係をつくりあげな ければならな い。それでなければ集団は集団として機能しない。 これが "harmomy" であり、"team-work" である。 これに対して「和」とは、 集団を構成する 1人1 人の「個」のちがいを強調する のではなく, 逆に 集団の成員としての同一性を強調した概念である。 集団がはじめに存在し、 この集団の 成員として一 体的関係に入り、 そして集団が機能する。 当初か ら同一性だけが 想定されている。 いいかえれば、 "harmony" や "team-work" が集団を機能させる ために「つくり あげなければ ならないもの」であ るのに対して「和」はむしろ「こわしてはならな いもの」である。「和」もまた欧米人にはきわめて 理解されがたい 用語である。 英語では表現できな いものであり、"Wa"とする以外にはない。

語で表現しても決して誤まりではないであろう。

これに対して内部結束の論理は「ウチ」それ 自体を示す論理である。このばあいは「ウチ」 はむしろ「家」である。よくいう「ウチの会 社」というばあいの「ウチ」はこの意味のもの である。日常的にわれわれが自分の住む家を 「ウチ」といい、家族を「ウチの○○」とよぶ のと同じである。そしてそれは明白に「イエ」 に通じる。「イエ」の思考がはっきりとそこに 流れているのをよみとることができるのである。 「ウチの会社」に対応する「オタクの会社」と いう言い方も,対話の相手が属している別個の 「家」を想定したものである。この 意味では 「ウチ」はもはや "inside" ではない。 ここで は「ウチ」の論理は「イエ」思考と結びつき, したがって家族主義的思考を基礎としている。 岩田氏のように、戦後の日本社会における家族 主義,「イエ」的関係の影響を否定する観点35) からは、この「ウチ」の論理はついに究明され えないであろう。

「ウチ」の論理は、この2つの内容がつねに相互に作用して組織内集団のなかに貫徹している。集団はつねに「ソト」を意識しつつ内部の「和」の維持をはかる。そのばあいの「ソト」は、一般的な広い範囲であるよりも同じ組織内の同じ層の他の集団という、つねに密接な関係に限定されている。36) 中根氏の次の指摘はこの

事情を説明しており、その限りで適切なもので ある。すなわち氏はいわれる。「日本社会にお いて, 闘争の関係に本当にたっているのは, 資 本家あるいは経営者と労働者ではなく、A社と B社である。競争者は上下関係にたつものでは なく, むしろ隣接し並存するョコにたつものと の関係である。闘争は対立するものとではなく, 並立するものとの間に展開されているのであ る」37)と。 ここでは、並立する集団相互間(中 根氏はA社とB社といった組織レベルで問題に しているが、組織内の各層の集団間の問題とし ても同様)で対立一競争関係が展開されるとい う指摘をまず注目しておこう。ただし、氏のよ うに,「運動方向が『タテ』になっているため, 『ョコ』の連絡、調整が実にむつかしい」38) と いうような形態上の特徴からだけこれを説明す るのでは無意味である。それだけならば官僚制 構造でもまさに同じであるからである。氏は 「ウチの者」。「ヨソの者」意識を問題にしなが らも, それをなぜ集団そのものの活動論理とし ては問題にされなかったのであろうか。

さて「ウチ」の論理は「ソト」に対してつねに集団の防衛に出る。これが先に注33)で示した岩田氏による例にあるように、ときとしてむき出しの集団エゴ、組織エゴとなることもある。しかもそのエゴが発揮されるばあいは、単によっての1人の人間による抜けがけ的行為によってくるのである。特定個人の抜けがけ的行為であっても、多くのばあい集団によってうが1分であっても、多くのばあい集団によって行為が組織内で明るみに出たり、また社会的に非難されたりしたばあいにも、組織外におけ

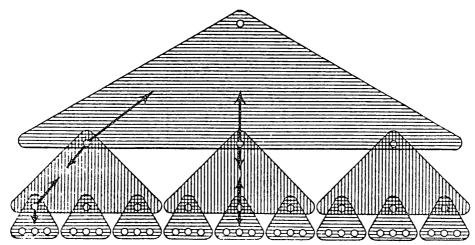
³⁵⁾ 岩田氏は「日本的経営の編成原理」のなかで、戦後「イエ」制度が崩壊し、経営家族主義はその存立の基盤を失なったとして戦後の日本的経営の基本的な「編成原理」を家族主義ではない集団主義に求められている(同書33ページ、ほか)。そして氏は「ウチ」と「ソト」の意識について論じられているが、それは個人の所属集団との関連においてのみとりあげられているにとどまる(同書、60~65ページ)。氏における「ウチ」は単に「内」(inside)の意味にすぎない。家族主義の否定の論理からは必然の帰結なのではあるが、それ自体一面的なとらえ方である。

^{36) 「}遠慮の有無は、日本人が内と外という言葉で人間 関係を区別する場合の目安となる。遠慮のない身 内は文字通り内であるが、遠慮のある 義理の関係 は外である。しかしまた 義理の関係や知人を内の 者と見なし、それ以外の遠慮を働かす 必要のない 無縁の他人の世界を外と見なす こともある。」(土 居健郎「『甘え』の構造」昭和46年 弘文堂刊 38ペ ージ)。土居氏のこの興味深い指摘は、日本の集団 構造を そのまま説明している ようにも思われる。

[「]遠慮のない身内」を最小の集団とみなせば、「義務の関係や知人」は「遠慮のない身内」をつつみこんだより大きな集団に相当する。また「遠慮を働かす必要のない無縁の他人」というのは距離の遠い、直接の利害関係のない他集団を指している。

³⁷⁾ 中根、前掲書、94~95ページ(傍点=原文)。ことで「闘争は対立するものではなく、並立するものとの間に展開される」という表現は妥当ではない。対立するからこそ闘争するのであって、むしろ氏としては「対立・闘争はタテの関係においてはなく、ョコの関係において展開される」とでも表現すべきであったろう。

³⁸⁾ 同書 128ページ。



矢印は連結ピン機能を示す (R. Likert: "New Patterns of Management" 1961. p. 113. より) **図1** 連結ピンの組織構造

る個人的行為のばあいとは異なって,「会社の ためにやったことだから」とか、「仕事のうえ でやった ことだから」、 あるいは「仕事熱心の あまり」などといった理由づけをもって、組織 内,集団内では不問に付されることが,むしろ 普通の状態である。新聞でも伝えられているよ うに, ロッキード事件によって起訴され, 現に 裁判をうけている全日空や丸紅の当事者たちが, 会社内でむしろ英雄視されていること39)などは、 その事情をきわめて鮮明にあらわしている。と れなど、一般の人たちの目からみれば、きわめ て不快な,腹だたしい思いにかられるのである が, しかしだれしも, 自ら属する組織集団で同 様の問題がおこり、第三者としての立場を失な ったときには、やはり同様な行動に出ることに なるであろう。自分の組織・集団の問題となれ ば冷静な客観的観点を失なってしまう。これも また「ウチ」の論理なのであろう。

ところで、これまでしばしば「集団ないし組

39) 朝日新聞昭和56年1月5日,特集記事「『KKニッポン』診断」(1)より。汚職などの不祥事件は当事者たちが「私利私欲でやったのではない」、「すべて会社のため」「職務熱心さ」のため、などというように社内の「同情を集め」、「『会社のための犠牲者だ』と社内のほとんどがみる」という。そして当事者自身が「この事件によって出世がおくれたなどということは一切ない。差別されたこともない」と明言することにもなる。そこにはまさに会社エゴだけが残り、社会的な犯罪を犯したという観点は全く霧散してしまっているといわざるをえない。

織」といった表現をとり、「ウチ」の論理は集団レベルにも、また組織レベルにもひとしくあらわれてくるものとしてきた。いま改めてことで、「集団と組織」の関連についての日本的特徴を明らかにしておかなければならない。

官僚制の合理的構造では、中間管理者として の manager は、現場の監督機能を担う何人か の supervisor に対する統括機能を担っている。 その supervisor は、末端の監督者として現場 作業者に対する直接的な指揮・監督・命令の権 限を行使する。この現場作業者を直接的に掌握 する権限はどの manager にもない。これは専 門化原理の適用によって明確にされた職能の分 化をあらわしている。このばあいには manager と supervisor, supervisor と現場作業者とは, それぞれ職能上の集団を形成している。いわゆ るリーダーシップの問題は,一般にこうした各 階層の集団での,直接につながった上役と部下 との関係,上役の部下に対する指揮・命令活動 のあり方に関する問題である。先にもあげた Likert の「連結ピンの組織構造」の思考も、こ のような集団の把握を基礎として展開されてい るものである。このばあい集団が集団として意 味をもつと考えられているのは、ここではいわ ゆる "face to face" の関係が可能な範囲におい てである。 上に掲げる図1にみるように、「連 結ピンの組織構造」は、リーダーを含めて小人 数で構成される一体的状況を組織の末端からつ くりあげ、これを1つ1つ積みあげて組織全体

におよぼしていこうという発想である。

ところが日本の経営組織では、集団はこのよ うな性格、位置づけをもつものとしてはとらえ られていない。日本的組織の1つの特徴は、す でに明らかであるように, 個人が組織をつくる のではなく、まず組織という全体があって個は それに埋没、吸収されていくという点である。 この日本的経営組織では,専門化原理にもとづ いて下方に職能が順次配分されていくことによ ってそれぞれの階層に集団がつくられていくの ではなく、これに形態上は類似してはいても、 実体は全体として一定範囲内の職務を担う集団 が編成され、下方に順次これが分割されていく といったものになっている。そこでは、上位に 位置する集団は、実はそれぞれ下方に接する集 団を包摂してより大きな集団となっており、し たがって全体としての組織は下方のすべての集 団を包摂する最大の集団となっている。例えば 末端の集団としての係では、係長(これは形式 的には supervisor に相当するが、 実体は職務 関係をこえる領域を含んだ人格的結合関係の核 として存在する) と何人かの現場作業者との関 係を内容とする小集団をなしているが、課のレ

ベルでは、個々の係の成員である末端の従業員をもつつみこんだ、より大きな集団を構成する。 ここでは課長と何人かの係長とのあいだのリー ダーシップ関係だけが問題になるわけではない のである。

こうした集団構造では、「ウチ」の論理は、 最下層の小集団から最大集団としての組織に至 るまで、それぞれのレベルでの集団に貫徹して いるのである。すなわち「ウチ」の論理は、係 のレベルでは同一課内の係相互間の対立。競争 となってあらわれているが、課のレベルでは、 製造とか営業とかといった1つの部のなかの課 相互間の対立。競争関係を生み出すことになる。 そしてとの課相互間の対立。競争関係が表面化 したばあいには、各課内の係相互間のそれを解 消し,逆に協力。協調の関係に転じさせる。課 という中規模集団を構成する小集団としての係 は、課のレベルでの「ウチ」の論理によって 「ウチ」として一体化していくわけである。同 様にしてまた、このレベルでは対立。競争して いる各課は, さらに上位の「部」の単位では協 力。協調関係に転じて,他の部に対する対立。 競争の関係に立つのである。そしてついには,

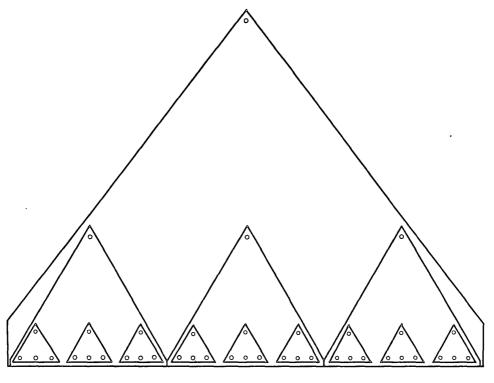


図2 日本的組織の集団構造

企業の組織全体を1つの大きな集団として位置 づけて、競争関係にある他の企業と対立すると とになって、全社的な協調関係をつくり出して くるのである。これを図であらわせば図2のよ うにもなるであろうか。先の「連結ピンの組織 構造」と対比すれば、それはきわめて対照的な 特徴を示している。こうして「ウチ」の論理は, 結局のところ「会社中心主義」に連結、収斂し てくることになるのである。組織内の集団は, それぞれの段階で「ソト」に対抗しつつ、より 上位の大きな集団としてはこの「ソト」を「ウ チ」に転じさせて協調していくという, この 「集団間の競争と協調」の二重関係の積みかさ ねこそが、日本の経営組織が全体として効率的 に機能していることの重要な要因の1つをなし ているということができる。

むすび

日本的経営における組織構造とその動態の特徴について、種々の面から検討を加えてきた本稿では、日本的経営組織が「組織の集団的編成と運営」という基本的特質をもっていることを明らかにした。そしてこの基本的特質は日本の文化的特質としての集団主義と深く関連して「集団志向的経営」の具体的な現実的基盤をなしている。職能分化・職務分担の不明確(職務の弾力性)はそうした集団単位の組織編成と運営という特質をもたらす最も基本的な問題状況であり、日本的組織、ひいては全体としての日本的経営の特徴をもたらす最も基底的な要因として位置づけることができる。

本稿で述べてきたとうした諸特徴は、日本的 経営組織が今後どのような展開を示していくか についての方向を明示しているように思われる。! 高度成長を通じての企業規模の拡大とともに明 白に整備されていった官僚制組織機構の実体的 内容をなすものとしてのこうした諸特徴は、い わば集団単位の官僚制という特異な官僚制とし ていまや明白な組織のあり方をつくりあげ、か かるものとして定着している。その効率性によ って海外にまで注目されている日本的経営の場 をつくりあげているのがこのような特質をもっ た組織構造とその動態なのである。QC サーク ルもまたこのような日本的経営組織のなかで一 定の明白な位置づけをえることによってはじめ て効果をあげえているのである。今後もなおか かるものとして日本的経営組織は存続し, また 機能し続けていくであろう。日本人の文化的特 徴としての集団主義思考が容易には解消せず, また集団単位の職務遂行が経済的にきわめて高 い効率性をあげている限り、その内部に、本稿 で指摘してきたような数々の問題を含みながら もむしろよりいっそうそれは強化されていくも のと考えられる。そのばあい、そこにはらまれ ている効率性の反面としての「問題性」の側面 は、それもまた日本的経営組織の分かちがたい 特質の一翼を形成しているものであるのだから, 効率性の側面とともにより拡大していくであろ う。今後の問題は、日本的経営組織のこのよう な問題性の側面に、個々の企業がどのように対 応していくかという点に存するというべきであ ろう。